

山口県建築設計関係委託業務検査技術基準(案)

1 目的

この技術基準は、別に定めがある場合を除くほか、山口県土木建築部が発注する建築関係工事に係る設計委託業務（以下「委託業務」という。）について行う技術的検査（以下「技術検査」という。）に必要な技術的事項を定め、検査の適切な実施を図ることを目的とする。

2 技術検査の内容

技術検査は、当該委託業務の成果を対象として、委託業務の契約書及び委託契約における設計図書（以下「契約図書」という。）に基づき、委託業務の遂行に必要となる基礎的な項目（以下「基礎項目」という。）及び、創意工夫に関する項目（以下「創意工夫項目」という。）について、別表に掲げる事項に留意して、適否の判断をするものとする。ただし、創意工夫の余地が小さい業務については、創意工夫項目は考慮しない。

3 基礎項目に関する検査

（１）業務の実施能力の検査

業務の実施能力の検査は、業務実施体制、管理技術者及び主任担当技術者の能力について、当該委託業務に関する工程管理、取組姿勢等に関する記録と、契約図書とを対比して行うものとする。

（２）業務の実施状況の検査

業務の実施状況の検査は、当該委託業務の履行中の説明資料、調整及び説明、対応並びに与条件の理解、業務への反映について、打ち合わせ協議、途中成果物の内容等に関する記録と、契約図書とを対比して行うものとする。

（３）業務目的の達成度の検査

業務目的の達成度の検査は、成果物の内容、資料等の整理、指示、協議事項への対応等に関する記録と、契約図書とを対比して行うものとする。

4 創意工夫項目に関する検査

（１）業務の実施状況の検査

業務の実施状況の検査は、調整及び説明、対応の迅速性及び提案力、業務執行技術力について、設計提案等の説明や専門的な知識等の記録と、契約図書とを対比して行うものとする。

（２）業務目的の達成度の検査

業務目的の達成度の検査は、当該委託業務における課題への対応について、成果物の内容等と、契約図書とを対比して行うものとする。

5 委託業務の成績評定

技術検査によりその完成を確認した設計等成果は、原則として山口県委託業務成績評定要領により評定を行うものとする。

6 修補の指示

委託業務の成果について、修補の必要があると認めた場合は、受注者に対して、期限を定めて修補の指示をするものとする。

附 則

この基準は、平成20年4月1日から適用する。

別表

技術検査の項目（建築設計関係）

大項目	項目	細目
基礎項目	業務の実施能力	業務実施体制
		管理技術者の能力(業務全体に関する評価)
		主任担当技術者の能力(担当分野に関する評価)
	業務の実施状況	業務履行中の説明資料(途中成果物)に関する評価
		調整及び説明、対応の迅速性
		与条件の理解、業務への反映(設計提案)
	業務目的の達成度	業務目的の達成度
創意工夫項目	業務の実施状況	調整及び説明、対応の迅速性
		提案力、業務執行技術力
	業務目的の達成度	課題への対応